

## 令和5年度計画からの変更点

令和5年度計画からの主な変更箇所は次のとおりです。

	項 目	変 更 内 容																														
1	関係部局・関係機関との連携	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく腸管出血性大腸菌感染症の患者発生の届出があった際に、食中毒調査の初動対応の迅速化を図るため、食品衛生担当課、感染症担当課及び検査機関において情報を共有する等、体制整備に努めることを追加。</p> <p style="text-align: center;">（愛媛県食品衛生監視指導計画（案）2ページ 第3の4）</p>																														
2	その他衛生対策	<p>食品衛生法改正により新たに営業許可が必要となった水産製品製造業や漬物製造業等について、許可取得までの経過措置期間が終了（令和6年5月31日まで）するため、改めて周知するとともに、円滑な許可取得について助言・指導を行うことを追加。</p> <p style="text-align: center;">（愛媛県食品衛生監視指導計画（案）5ページ 第4の3の（7））</p>																														
3	業種別監視指導回数について	<p>業種（施設）別監視指導回数の設定を次のとおり変更する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>監視回数</th> <th>ランク</th> <th>監視回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3回／年</td> <td>A</td> <td>2回／年</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2回／年</td> <td>B</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1回／年</td> <td>C</td> <td>1回／2年</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1回／2年</td> <td>D</td> <td>1回／3年</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1回／3年</td> <td rowspan="2">E</td> <td rowspan="2">概ね1回／5年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>概ね1回／5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年の食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけされた。監視指導において、従来から実施している施設の衛生管理状況の確認とともに、事業者が作成した衛生管理計画や実施記録の確認を行う等、1施設毎の監視指導をより丁寧に実施できるよう、実態に合った監視回数に変更。</p> <p>その他、過去の食中毒発生状況やリスクを反映し、業種のランクを整備。</p> <p style="text-align: center;">（愛媛県食品衛生監視指導計画（案）3ページ 第4の2、別紙—2及び参考—3）</p>	令和5年度		令和6年度		ランク	監視回数	ランク	監視回数	A	3回／年	A	2回／年	B	2回／年	B	1回／年	C	1回／年	C	1回／2年	D	1回／2年	D	1回／3年	E	1回／3年	E	概ね1回／5年	その他	概ね1回／5年
令和5年度		令和6年度																														
ランク	監視回数	ランク	監視回数																													
A	3回／年	A	2回／年																													
B	2回／年	B	1回／年																													
C	1回／年	C	1回／2年																													
D	1回／2年	D	1回／3年																													
E	1回／3年	E	概ね1回／5年																													
その他	概ね1回／5年																															